

平成29年度 夏休み若者向け特別啓発事業

# 笑いDE学ぶ



消費者教育推進大使  
大阪府広報担当副知事  
もずやん

# 消費者トラブルHS編

参加費無料



とき

8月14日(月)

11:00~12:00

ところ

イオンモール堺北花田

(地下鉄御堂筋線 北花田駅すぐ)

センターコート

出演者

銀シャリ

藤崎マーケット ほか

## プログラム

- ・漫才 (銀シャリ・藤崎マーケット)
- ・こんなときどうする?  
(銀シャリ・藤崎マーケットほか)
- ・クイズ もずやんといっしょ
- ・パネル展示 (18:00まで)

対象 高校生を中心とした若者 80席

\*申込み 7月3日(月) 9:00 開始 先着順 (当日、立ち見もできます)

\*申込み方法 TEL・FAX・ホームページ・メール

申込み・問合せ先 (公財)関西消費者協会

TEL 06-6612-2330 / FAX 06-6612-0090

E-mail [staff@kanshokyo.jp](mailto:staff@kanshokyo.jp)

URL <http://www.kanshokyo.jp/web/kouza/2017/summer.html>

主催 大阪府消費生活センター

後援 大阪府教育委員会

協力 (株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー



# 10代・20代に多い消費者トラブル

## アダルト情報サイトのワンクリック請求

スマートフォンで、間違っただルトサイトにつながってしまい、タップすると登録画面になった。あわてて画面にあった電話番号にかけて退会を申し出たら「6万円かかる」と言われ、業者に言われたとおり、オンラインモールで使用できる電子マネーをコンビニで購入してカード番号を伝えた。数日後、突然電話がかかり、「支払いがまだ30万円残っている」と言われ、驚いて前回と同じ方法で支払ってしまった。また電話がかかるのではと、怖くてたまらない。

## 注文した洋服が届かない！

インターネット通販でスウェットの上着を注文し、指定された口座に1万円を振り込んだ。1週間たっても商品が届かないので電話をかけたら、「この電話は現在使われておりません」と音声ガイダンスが流れ、メールを送っても返信がない。

## 1回だけのつもりが定期購入に！？

スマートフォンで、「お試し価格500円」のダイエットサプリの広告を見つけ注文した。サプリを使用したら、下痢気味になったので使用をやめた。先日2回目が届いて、2回目以降は4,000円の定期購入であることがわかった。お試しのつもりだったし、体調が悪くなるので解約したい。

## マルチ・マルチまがい商法

友人に、海外業者のネットワークビジネスの勧誘を受けた。「会員向けのサイトからショッピングサイトで商品を購入すると、代金の一部がキャッシュバックされる。さらにほかの人を勧誘して、会員を増やす代理店になると月100万円儲かる。日本の企業も協賛している」と説明され、クレジットカードを作り30万円支払った。話で聞いたように簡単には知人を勧誘できず、ほとんど儲からない。学生なのでクレジットの返済に困っている。

## ワンクリック請求の二次被害

アダルトサイトを何気なく見ていたら、15万円の請求画面が表示された。あわててネットで検索した相談窓口に電話をしたところ、「急いで調査しないと個人情報漏れ、被害が広がる。当方は消費生活センターと関係があり、公安委員会に届出もしているのだから、被害が出ないようにすることができる」と言われ、調査を依頼した。

指示されたとおりコンビニのFAXで契約書などを受け取り、今日中に10万円を支払う約束をした。その後警察にワンクリック請求について相談したら、「支払義務はない」と教えられた。調査の契約を解約したい。

## 大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10

ATC ITM 棟3F

TEL 06-6616-0888 (消費生活相談)

消費生活事典 (大阪府消費生活センターホームページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

「インターネットはいろいろなトラブルともつながっている」

<http://www.nethigai.jp/> (スマホ対応)

## 消費者ホットライン



消費者教育推進大使・大阪府広報担当副知事 もずやん

消費者ホットライン……188番 (いやや！)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

大阪府消費生活センターでは、被害にあわないための最新情報を毎月発信！登録はこちらから！

メールマガジン 大阪府消費生活センター

検索

